

平成25・26年度

**一般競争（指名競争）参加資格審査
申請書作成の手引き**

（測量・調査及び建設コンサルタント等）

国土交通省 地方整備局（港湾空港関係）

目 次

I 国土交通省地方整備局（港湾空港関係）資格審査制度の概要	
1 資格審査制度	1
2 登録主体	1
3 審査時期	1
4 有効期間	1
5 参加できる競争契約の範囲	1
6 競争に参加することができない者	1
II 申請書類の作成	
1 申請書類（申請書及び添付書類等）	2
2 申請書類の作成方法	3
（1）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書 （測量・調査及び建設コンサルタント等）	
[様式1の1]	3
[様式1の2]	8
別表1 競争参加資格希望業種区分等一覧表	12
別表2 有資格者一覧表	13
[様式1の3]	15
（2）技術者経歴書 [様式2]	19
（3）営業所一覧表 [様式3]	20
（4）添付書類	22
①「登録証明書等」	22
②「登記事項証明書等」	22
③「財務諸表類」	22
④「納税証明書その3等」	23
（5）委任状（正）	24
（6）受付通知票	26
（7）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書受付票	27
（8）外国事業者が申請する場合の提出書類等	28
III 申請書類の提出	
1 提出先	28
2 定期審査における申請方法及び受付期間	28
（1）文書郵送方式	28
（2）文書持参方式	28
3 随時受付	31
IV 審査結果の通知	32

V	変更等の届出	
	(1) 変更等の届出が必要な場合	3 3
	(2) 変更届の様式	3 4
	(3) 変更届の提出方法	3 5
VI	資格審査事務の流れ	3 6

I 国土交通省地方整備局（港湾空港関係）資格審査制度の概要

1 資格審査制度

国土交通省地方整備局（「東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州の8地方整備局」以下「地方整備局」という。）（港湾空港関係）が発注する「測量及び建設コンサルタント等」に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加するためには、地方整備局（港湾空港関係）ごとに作成する「有資格者名簿」に登録されていることが必要です。

本手引きで定める資格審査の対象は、国土交通省地方整備局（港湾空港関係）発注にかかるものですのでご注意ください。

平成23・24年度定期受付と同じく、平成25・26年度定期受付においても、申請者の負担を軽減すべく、申請者の本店所在地を管轄する地方整備局において「港湾空港関係」と「港湾空港関係を除く」の申請書の相互受付を行います（ただし、持参方式のみとなります。なお、受付場所等については29～30ページの【定期受付申請会場】を参照して下さい。）。

なお、平成15・16年度定期受付から実施している定期受付のインターネット一元受付を平成25・26年度定期受付でも実施します。受付窓口に出向く必要のない等申請者の一層の負担軽減、行政事務の合理化等につながりますので、可能な限りインターネット一元受付をご利用下さい。

2 登録主体

有資格者名簿への登録申請は、会社や個人のほか、事業協同組合、協業組合であっても行うことができます。

3 審査時期

資格審査は2年ごとの区切りで行われており、その区切られた2ヶ年度分の申請を前年度の12月～1月に一括して受付けて審査を行う定期審査と、定期受付終了以降随時に受け付け審査を行う随時審査があります。

4 有効期間

今回の定期審査により登録された資格については平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間、随時審査によるものについては資格決定日から平成27年3月31日までの期間となります。

5 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、「建設工事に関する設計、監理、調査等及び測量」に係る契約のうち「登録業種」に係るものになります。

6 競争に参加することができない者

次のいずれかに該当する場合は、競争に参加することができません。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条に該当する者
- (2) 予決令第 71 条第 1 項に該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しない者
- (3) 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (4) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書及びその添付書類又はインターネット受付にかかる申請用データの中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者
- (5) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者

II 申請書類の作成

1 申請書類（申請書及び添付書類等）

申請書類は次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で作成し、表の順序で、クリップでまとめて提出して下さい。

※申請書様式等は、ホームページからダウンロードできます。

<http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

申請書類名	様式番号	郵送	持参
1. 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書	様式 1 の 1	○	○
	様式 1 の 2	○	○
	様式 1 の 3	○	○
2. 技術者経歴書	様式 2	※ 1	※ 1
3. 営業所一覧表	様式 3	○	○
4①. 登録証明書等（写し）	—	○	○
4②. 登記事項証明書（法人の場合） （写し）		※ 1	※ 1
4③. 財務諸表		※ 1	※ 1
4④. 納税証明書その 3 等		○	○
5. 委任状（正）		※ 2	※ 2
6. 受付通知票（切手を貼付）	指定	○	×
7. 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書受付票		×	○

※ 1 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 7 条、地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 7 条又は補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 7 条の規定による現況報告書を国土交通大臣に提出し、確認印を受けた現況報告書の副本の写しを添付する場合であって、登

録を希望する業種が添付された現況報告書副本の写しの範囲内であるときは、「測量等実績調書」、「技術者経歴書」及び「登記事項証明書」と「財務諸表」の書類の添付を省略することができます。

※2 行政書士等が代理申請する場合ときのみ必要となります。

2 申請書類の作成方法

記載例を参考として、次の手順で作成して下さい。なお、申請書類の記載事項の基準日は、申請しようとする日の直前の営業年度の終了日とします。

また、宣誓文の下「平成〇年〇月〇日」の箇所には、申請書類を提出する日を、「平成〇年〇月〇日」の下「〇〇地方整備局 殿」の箇所には、提出先の受付部局名を記入して下さい。

(1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・調査及び建設コンサルタント等） [様式1の1]

※この申請書は、本店（本社）で作成して提出して下さい。従って、申請者は本店（本社）の代表者となります。印鑑は代表者の代表印のみを申請書に押印して下さい。

項目	記載要領																																				
07 本社（店）住所	<p>○左詰めで記載。</p> <p>○フリガナの欄は、カタカナで記載し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱う。</p> <p>○都道府県名については、フリガナは記載しない。</p> <p>○丁目、番地は、「ー（ハイフン）」により省略して記載する。</p> <p>○登記簿上の住所と営業上の住所が異なる場合には、営業上の住所を記入して下さい。</p> <p>○外国事業者が申請する場合には、本社（店）の所在する国名及び所在地名を記載する。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。</p>																																				
08 商号又は名称	<p>○左詰めで記載。</p> <p>○株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いること。</p> <table border="1" data-bbox="432 842 1430 1256"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>略号</th> <th>種類</th> <th>略号</th> <th>種類</th> <th>略号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社</td> <td>(株)</td> <td>有限会社</td> <td>(有)</td> <td>合資会社</td> <td>(資)</td> </tr> <tr> <td>合名会社</td> <td>(合)</td> <td>協同組合</td> <td>(同)</td> <td>協業組合</td> <td>(業)</td> </tr> <tr> <td>企業組合</td> <td>(企)</td> <td>合同会社</td> <td>(合)</td> <td>有限責任事業組合</td> <td>(責)</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人</td> <td>(一財)</td> <td>一般社団法人</td> <td>(一社)</td> <td>公益財団法人</td> <td>(公財)</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人</td> <td>(公社)</td> <td>特例財団法人</td> <td>(特財)</td> <td>特例社団法人</td> <td>(特社)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	略号	種類	略号	種類	略号	株式会社	(株)	有限会社	(有)	合資会社	(資)	合名会社	(合)	協同組合	(同)	協業組合	(業)	企業組合	(企)	合同会社	(合)	有限責任事業組合	(責)	一般財団法人	(一財)	一般社団法人	(一社)	公益財団法人	(公財)	公益社団法人	(公社)	特例財団法人	(特財)	特例社団法人	(特社)
種類	略号	種類	略号	種類	略号																																
株式会社	(株)	有限会社	(有)	合資会社	(資)																																
合名会社	(合)	協同組合	(同)	協業組合	(業)																																
企業組合	(企)	合同会社	(合)	有限責任事業組合	(責)																																
一般財団法人	(一財)	一般社団法人	(一社)	公益財団法人	(公財)																																
公益社団法人	(公社)	特例財団法人	(特財)	特例社団法人	(特社)																																
09 役職・代表者氏名	<p>○左詰めで記載。</p> <p>【役職】</p> <p>○下記の役職名のうちから一つを選択して記載する。なお、代表者の役職については、フリガナは不要です。</p> <table border="1" data-bbox="456 1473 1422 1659"> <tbody> <tr> <td>・取締役</td> <td>・取締役社長</td> <td>・代表取締役</td> <td>・代表取締役社長</td> </tr> <tr> <td>・代表取締役副社長</td> <td>・代表社員</td> <td>・代表者</td> <td>・代表理事</td> </tr> <tr> <td>・理事長</td> <td>・社長</td> <td>・副社長</td> <td>・無限責任社員</td> </tr> <tr> <td>・管財人</td> <td>・会長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○個人若しくは該当のない場合は、「代表者」を選ぶこと。</p> <p>【代表者氏名】</p> <p>○氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字あけること。</p> <p>○代表者の役職についてのフリガナは記載しないこと。</p> <p>○外国事業者が申請する場合には、日本における代表者を記載する。</p> <p>※代理申請をする場合、押印については「16 申請代理人」に押印すれば足り、本欄への押印は不要である。</p>	・取締役	・取締役社長	・代表取締役	・代表取締役社長	・代表取締役副社長	・代表社員	・代表者	・代表理事	・理事長	・社長	・副社長	・無限責任社員	・管財人	・会長																						
・取締役	・取締役社長	・代表取締役	・代表取締役社長																																		
・代表取締役副社長	・代表社員	・代表者	・代表理事																																		
・理事長	・社長	・副社長	・無限責任社員																																		
・管財人	・会長																																				

項目	記載要領										
10 担当者氏名	<p>※申請者の職員のうち申請内容を把握している方（当方からの、当該申請についての質問に答えられる方）を記入して下さい</p> <p>○左詰めで記載。</p> <p>○氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字あけること。</p>										
11 本社（店）電話番号 12 担当者電話番号 13 本社（店）FAX番号	<p>○左詰めで記載。</p> <p>○市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと。</p> <p>○担当者電話番号には、必要があれば内線番号も記入する。</p>										
14 メールアドレス	記入不要										
15 電子入札用ICカードの登録番号	記入不要										
16 申請代理人	<p>○行政書士等が代理申請する場合のみ使用する。</p> <p>○代理申請をする場合、押印については本欄に押印すれば足り、「9 代表者氏名」欄への押印は不要である。</p> <p>※申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要である。</p> <p>※本欄を使用して代理申請を行う場合には、申請者（代表者）から申請代理人への委任状を添付すること。</p>										
17 登録を受けている事業	<p>○次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載して下さい なお、記載する場合には添付書類として該当する登録証明書等（写しでも可）が必要となります。</p> <table border="1" data-bbox="432 1476 1434 2022"> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 1476 722 1570">測量業者</td> <td data-bbox="722 1476 1434 1570">測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1570 722 1664">建築士事務所</td> <td data-bbox="722 1570 1434 1664">建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1664 722 1800">建設コンサルタント</td> <td data-bbox="722 1664 1434 1800">建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1800 722 1895">地質調査業者</td> <td data-bbox="722 1800 1434 1895">地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1895 722 2022">補償コンサルタント</td> <td data-bbox="722 1895 1434 2022">補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示1341号）第2条による登録を受けている場合。</td> </tr> </tbody> </table>	測量業者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合。	建築士事務所	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合。	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合。	地質調査業者	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合。	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示1341号）第2条による登録を受けている場合。
測量業者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合。										
建築士事務所	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合。										
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合。										
地質調査業者	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合。										
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示1341号）第2条による登録を受けている場合。										

項目	記載要領	
	不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律152号）第22条による登録を受けている場合。
	土地家屋調査士	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条による登録を受けている場合。（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記載する。）
	司法書士	司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条による登録を受けている場合。
	計量証明事業者	計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合。
	空白の欄	その他の登録等を受けている場合は、登録事業者名等が空白の欄に記載する。
	空白の欄	その他の登録等を受けている場合は、登録事業者名等が空白の欄に記載する。

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・調査及び建設コンサルタント等）

[様式1の2]

様式1の2

※受付番号		※業者コード																						
18 測量等実績高																								
① 競争参加資格 希望業種区分	② 直前2年度分決算		③ 直前1年度分決算		④ 直前2ヶ年間の 年間平均実績高 (千円)			⑤ 申請を希望する部局																
	年月から 年月まで (千円)	〇〇年 4月から 〇〇年 3月まで (千円)	年月から 年月まで (千円)	〇〇年 4月から 〇〇年 3月まで (千円)				01 東 北	02 関 東	03 北 陸	04 中 部	05 近 畿	06 中 国	07 四 国	08 九 州	合 計								
測量調査		150,450		145,250				1	4	7	8	5	0	○	○	○								3
101 深淺測量、104 汀線測量																								
建設コンサルタント等		201,250		185,360				1	9	3	3	0	5	○	○	○								3
201 河川砂防及び海岸・海洋																								
202 港湾及び空港																								
その他		3,000		2,000									2	5	0	0	/	/	/	/	/	/	/	/
合計		354,700		332,610				3	4	3	6	5	5	2	2	2								6
19 有資格者数(人)																								
一級建築士	二級建築士	建築設備士	建築計算資格者	一級土木 施工管理技士	二級土木 施工管理技士	測量士	測量士補	環境計量士	不動産鑑定士	不動産鑑定士補	地家屋調査士	司法書士												
1	4			2	5	1	0	4	5	4	0													
技 術 士																								
総合技術監理部門 (地質を専ら専修科 目)	建設部門	農業部門	森林部門	水産部門	電気電子部門	機械部門	情報工學部門	総合技術監理部門 (地質調査)	地質調査															
	1	0					1	1	1															
港湾海洋調 査士	地質調査技士	RCCM	APEC エンジニア																					
		1	0																					

※斜文字は記入例

(様式1の2)

項目	記載要領												
受付番号、 業者コード	記入不要												
18 測量等実績高	<p>○「①競争参加資格希望業種区分」欄には、別表1に掲げる業種のうち競争への参加を希望する業種区分（以下「競争参加資格業種区分」という。）を記入し、併せて希望する。</p> <p>○「②直前2年度分決算」及び「③直前1年度分決算」及び「④直前2か年間の年間平均実績高」の各欄には、「①競争参加資格希望業種区分」の各業種のうち、<u>希望する業種についてのみ記載する。</u></p> <p>○測量等実績高のうち、希望する業種以外の業種の実績高は「その他」の欄にその額を記載し、<u>実績がない業種を希望する場合には「0」を記載する。</u></p> <p>○直前2年度分決算の欄には、次の金額を参考に記入する。</p> <table border="1" data-bbox="445 840 1423 1254"> <thead> <tr> <th data-bbox="445 840 758 884">申請者</th> <th data-bbox="758 840 1423 884">記入する金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="445 884 758 929">普通法人</td> <td data-bbox="758 884 1423 929">決算報告書の損益計算書の「売上」金額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="445 929 758 1019">公益法人</td> <td data-bbox="758 929 1423 1019">収支計算書総括表の収入の部の「事業収入」金額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="445 1019 758 1108">個人（青色申告）</td> <td data-bbox="758 1019 1423 1108">確定申告書控えにある損益計算書の「売上（収入）金額」</td> </tr> <tr> <td data-bbox="445 1108 758 1153">個人（白色申告）</td> <td data-bbox="758 1108 1423 1153">確定申告書控えの所得金額欄の「営業」金額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="445 1153 758 1254">組合</td> <td data-bbox="758 1153 1423 1254">決算報告書の損益計算書「売上高」の「当該事業収入」金額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各売上・収入等実績は当該事業にかかるもののみを記入する（建設業、物品製造業及び役務等の実績は含めないの<u>で、合計は損益計算書の総売上高と必ずしも一致しない場合もあります。</u>）。</p>	申請者	記入する金額	普通法人	決算報告書の損益計算書の「売上」金額	公益法人	収支計算書総括表の収入の部の「事業収入」金額	個人（青色申告）	確定申告書控えにある損益計算書の「売上（収入）金額」	個人（白色申告）	確定申告書控えの所得金額欄の「営業」金額	組合	決算報告書の損益計算書「売上高」の「当該事業収入」金額
申請者	記入する金額												
普通法人	決算報告書の損益計算書の「売上」金額												
公益法人	収支計算書総括表の収入の部の「事業収入」金額												
個人（青色申告）	確定申告書控えにある損益計算書の「売上（収入）金額」												
個人（白色申告）	確定申告書控えの所得金額欄の「営業」金額												
組合	決算報告書の損益計算書「売上高」の「当該事業収入」金額												
18 測量等実績高 ②直前1年度分 決算	<p>○審査基準日（申請日の直前の営業年度の終了日。）において確定した決算を含む過去1年間の決算を記入する。</p> <p>○決算が1事業年度1回の場合には、当該左右欄のうち右欄のみに記載する。</p> <p>※消費税を含まない額を記入する。</p> <p>※千円未満は四捨五入する。</p>												
18 測量等実績高 ③直前2年度分 決算	<p>○直前1年度分決算の前の1年間の決算を記入する。</p> <p>○決算が1事業年度1回の場合には、当該左右欄のうち右欄のみに記載する。</p> <p>※消費税を含まない額を記入する。</p> <p>※千円未満は四捨五入する。</p>												
18 測量等実績高 ④直前2ヶ年間の 年間平均実	<p>○②と③の両決算に基づき算定した年間平均実績高を記入する。（両決算の合計を2で除して得た数値）</p> <p>※合計欄には縦の金額の合計を記入する。</p>												

項目	記載要領
	<p>の欄に掲げる職員数については空白の欄の当該免許等の名称とともに記入してください。</p> <p>○申請日の直前の営業年度の終了日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している各有資格者数を記載する。</p> <p>○数字は右詰めで記載する。</p> <p>○1人で2以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上すること（技術士、RCCM、APECエンジニアリング、地質調査技術士及び補償業務管理士については、1人で複数部門の資格を有している場合を含む）。</p> <p>さらに、技術士において同一部門において選択科目が異なる場合には、それぞれ重複して記載すること。</p> <p>ただし、1人で同一種類である「1・2級」、「士、士補」の資格を有している場合は、上位のもののみ計上する。</p> <p>1級建築士の免許を受けている者が、構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている者である場合は、1級建築士欄にはカウントしない。</p> <p>構造設計、設備設計両方交付されている者は、それぞれ重複して記載すること。</p> <p>※あくまで自社の常勤職員数（申請しようとする日の直前の営業年度の終了日の前日において常時雇用している職員数）のみを記載し、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないこと。ただし、土地家屋調査士法第63条により設立された公共嘱託登記土地家屋調査士協会については、同法同条規定の社員の有資格者数、また、司法書士法第68条により設立された公共嘱託登記司法書士協会については、同法同条規定の社員の有資格者数を含めて記載することができるものとする。（「27 常勤職員の数」欄も同様）。</p> <p>※記載できるのは、技術者経歴書等において確認できる範囲に限ります。</p> <p>※申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、取り消されることがあるので、注意すること。</p> <p>※工事・コンサルを営んでいる者が申請する場合には、専ら建設工事に従事する者ははずしてカウントすること。</p> <p>※技術士の有資格者数欄の記入にあたっては、各部門の選択科目によっては計上できない場合があるので、下の表を参考にして、十分注意して記入すること。</p>

競争参加資格希望業種区分等一覧表

業種区分	コード	業 務 区 分	業 務 内 容
測量・調査 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	1 0 1	深浅測量	測量法第55条による登録を受けて営む業務及び地質調査業者登録規程第2条による登録を受けて営む業務等
	1 0 2	一般地上測量	
	1 0 3	航空測量	
	1 0 4	汀線測量	
	1 0 5	地質、土質調査	
	1 0 6	気象調査	
	1 0 7	波浪調査	
	1 0 8	流況調査	
	1 0 9	潮位調査	
	1 1 0	潜水探査	
	1 1 1	磁気探査	
	1 1 2	環境調査	
	1 1 3	応用測量	
	1 1 4	模型実験	
	1 1 5	各種分析試験	
	1 1 6	土地家屋調査士	
	1 1 7	その他の調査	
建設コンサル タント等 ※ ※	2 0 1	河川、砂防及び海岸・海洋	建設コンサルタント登録規程第2条による登録を受けて営む業務、補償コンサルタント登録規程第2条による登録を受けて営む業務及びその他登録を受けて営む業務
	2 0 2	港湾及び空港	
	2 0 3	電力土木	
	2 0 4	道 路	
	2 0 5	鉄 道	
	2 0 6	上水道及び工業用水道	
	2 0 7	下水道	
	2 0 8	農業土木	
	2 0 9	森林土木	
	2 1 0	水産土木	
	2 1 1	廃棄物	
	2 1 2	造 園	
	2 1 3	都市計画及び地方計画	
	2 1 4	地 質	
	2 1 5	土質及び基礎	
	2 1 6	鋼構造及びコンクリート	
	2 1 7	トンネル	
	2 1 8	施工計画、施工設備及び積算	
	2 1 9	建設環境	
	2 2 0	機 械	
	2 2 1	電気電子	
	2 2 2	補償コンサルタント	
	2 2 3	一級建築士	
	2 2 4	計量証明事業者	

注) ※印は、登録が無いと申請できないもの

- 1 0 1～1 0 4 測 量
- 1 1 6 土地家屋調査士
- 2 2 3 一級建築士
- 2 2 4 計量証明事業者

(参考) 測量法第55条、土地家屋調査士法第6条、建築士法第23条、計量法第107条

別表 2

有資格者一覧表

免許等の名称	有資格者	
① 一級建築士	建築士法による一級建築士の免許を受けている者	
② 二級建築士	建築士法による二級建築士の免許を受けている者	
③ 建築設備士	建築士法施行規則による建築設備士である者	
④ 建築積算資格者	社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者	
⑤ 一級土木施工管理技士	建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするものの一級に合格した者	
⑥ 二級土木施工管理技士	建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするものの二級に合格した者	
⑦ 測量士	測量法による測量士試験に合格した者	
⑧ 測量士補	測量法による測量士補試験に合格した者	
⑨ 環境計量士	計量法による環境計量士の登録を受けている者	
⑩ 不動産鑑定士	不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士登録を受けている者	
⑪ 不動産鑑定士補	不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士補登録を受けている者	
⑫ 土地家屋調査士	土地家屋調査士法による土地家屋調査士の登録を受けている者	
⑬ 司法書士	司法書士法による司法書士の登録を受けている者	
⑭ 技術士	総合技術監理部門(地質を除く対象科目)	技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち、技術部門を総合技術管理部門(選択科目を下記各部門の選択科目(記載のない部門は全ての選択科目)とするものに限る。)に合格した者
	建設部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を建設部門(選択科目を「土質及び基礎」とするものを除く。)とするものに合格した者
	農業部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)とするものに合格した者
	森林部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者
	水産部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者
	電気電子部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を電気・電子部門とするものに合格した者
	機械部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を機械部門とするものに合格した者
	情報工学部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を情報工学部門とするものに合格した者
	総合技術監理部門(地質調査)	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を総合技術管理部門(選択科目を下記「地質調査」欄の選択科目に合格した者
地質調査	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を建設部門(選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。)又は応用理学部門(選択科目を「地質」とするものに限る。)とするものに合格した者	
⑮ 港湾海洋調査士	社団法人海洋調査協会の行う港湾海洋調査士認定試験に合格した者	
⑯ 地質調査技士	社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者	

⑰ R C C M	社団法人建設コンサルタンツ協会の行う R C C M 資格試験に合格し、登録を受けている者	
⑱ A P E C エンジニア	アジア太平洋経済協力 (APEC) が取りまとめた「APEC エンジンニア・マニュアル」に基づき、日本政府と相互免除の合意をしている政府において、当該国内に設立したモタリング委員会に登録され、かつ追加審査が必要な場合はそれに合格している者	
そ の 他	⑲技術職員	建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、建築施工管理、官工事施工管理、電気工事施工管理又は造園施工管理とするものに合格した者
		電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による第 1 種電気主任技術者、第 2 種電気主任技術者又は第 3 種電気主任技術者の免許を受けている者
		消防法（昭和 23 年法律第 186 号）による甲種消防設備士又は乙種消防設備士の免状の交付を受けている者
	⑳事務職員	公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務に関し 7 年以上の実務の経験を有する者
	㉑その他	上記の他、測量等業務に関連する免許等を受けている者

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・調査及び建設コンサルタント等） [様式1の3]

様式 103

※ 受付番号										※ 業者コード																		
20 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門																												
建設コンサルタント業務															補償コンサルタント業務													
①	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
び河川、 海浜、 砂防及 空港及び 電力土木	道路	鉄道	工業用水道 上下水道及 下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画 及び地方計 画	地質	基礎 及び土質 工	トンネル	建設環境 監理及び 監工	建設環境 機械	電気電子	土地調査	土地評価	物件	機械工作 物	特殊補償 ・	事業損失 補償	補償関連	総合補償					
21 区分															直前決算時 (千円)													
(1) (うち外国資本) 株主資本															0													
② 評価・換算差額等															795255													
③ 新株予約権															0													
④ 計(P)															230255													
22 損益計算書															25000													
税引前当期利益(千円)(S)															5000													
23 貸借対照表															15000000													
① 流動資産(千円)(m)															10000000													
② 流動負債(千円)(n)															10000000													
③ 固定資産(千円)(Q)															10000000													
④ 総資本額(千円)(R)															16000000													
24 経営比率															0.3 (%)													
① 総資本純利益率 (S/R×100)															150.0 (%)													
② 流動比率 (m/n×100)															230.3 (%)													
③ 自己資本固定比率 (P/Q×100)															6年													
25 外資状況															3 日本国籍会社													
1 外国籍会社															[国名:]													
2 日本国籍会社															(外資比率: %)													
[国名:]															[国名:]													
(外資比率: 100%)															(外資比率: %)													
26 営業年数等															H15年4月1日													
① 創業															年 月 日から													
② 休業期間又は 転(廃)業の期間															年 月 日まで													
③ 現組織への変更															年 月 日													
④ 営業年数															6年													
27 常勤職員の数 (人)															172													
① 技術職員															77													
② 事務職員															77													
③ その他の職員															12													
④ 計															135													
⑤ 役員等															10													
															※ ⑤は④の内数													

※斜文字は記入例

(様式1の3)

項目	記載要領
受付番号、業者コード	記入不要
20 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門	○建設コンサルタント登録規程及び補償コンサルタント登録規程に基づいて登録を受けている部門について1～29の業務に対応する番号に「○」印を付すること。
21 自己資本額	○「直前決算時」の欄については、申請しようとする日の直前の決算により記載する。 ※公益法人については、後述の参考による。
21 自己資本額 ①株主資本	○「株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載する。(有限会社である場合においては、出資払込金、出資申込証拠金の額)

項目	記載要領
	<p>○外資系企業の場合には、「①株主資本」の合計欄の上段（ ）内に外国資本の額を内数で記載する。</p> <p>○組合にあっては組合の基本財産と組合員の払込資本金に剰余金を加えた額の合計額を記載する。</p> <p>○個人（青色申告）の方は、確定申告書控えにある貸借対照表から、（事業主借＋元入金＋青色申告特別控除前の所得金額）－事業主貸で出た金額を個人事業者における「払込資本金」とする。その他、準備金・積立金、次期繰越利益（損失）という概念が個人事業者の財務諸表にないため、そのまま右下（P）も同じ金額が入る。</p> <p>○個人（白色申告）の方は、確定申告書控えから確認できないため、自己資本額は「0」での申請となる。</p> <p>※白色申告の個人が青色申告にある貸借対照表のフォームを用いて任意で貸借対照表を作成した場合には、それをもとに自己資本額を記入する。</p>
21 自己資本額 ② 評価・換算差額等	<p>○「②評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損金、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記載する。</p> <p>※個人の方は記載不要。</p>
21 自己資本額 ③新株予約権	<p>○「③新株予約権」欄には、新株予約権があった場合にはその額を記載する。</p> <p>※個人の方は記載不要。</p>
22 損益計算書	<p>○「税引前当期利益」欄には、当該金額を基準日直前の決算により記載する。</p> <p>○個人（青色申告）の方は、確定申告書控えにある貸借対照表から、青色申告特別控除前の所得金額を記入する。</p> <p>○個人（白色申告）の方は、確定申告書控えから確認できないため、自己資本額は「0」での申請となる。</p> <p>※千円未満は四捨五入する。</p>
23 貸借対照表	<p>○「①流動資産」「②流動負債」「③固定資産」及び「④総資本額」の各欄は、当該金額を基準日直前の決算により記載する。</p> <p>○個人（青色申告）の方は、確定申告書控えにある貸借対照表にある資産負債を分別し記入する。</p> <p>○個人（白色申告）の方は、確定申告書控えから確認できないため、自己資本額は「0」での申請となる。</p> <p>※千円未満は四捨五入する。</p>
24 経営比率	<p>○「24 経営比率」の各欄には、以下のとおり求めた値を百分比で表し、小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点第一位までの数値をそれぞれ記入してください。</p> <p>（ア）「①総資本純利益率」欄については、「22 損益計算書」の</p>

項目	記載要領
	<p>「税引前当期利益」欄に記載された額を、「23 貸借対照表」の「④総資本額」欄に記載された額で除して得た値</p> <p>(イ) 「②流動比率」欄については、「23 貸借対照表」の「①流動資産」欄に記載された額を、「23 貸借対照表」の「②流動負債」欄に記載された額で除して得た値</p> <p>(ウ) 「③自己資本固定比率」欄については、「21 自己資本額」の「④計(P)」欄に記入された額を、「23 貸借対照表」の「③固定資産」欄に記載された額で除して得た値</p>
25 外資状況	<p>○外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1 2 3のいずれか）に「○」印を付するとともに、[]内に外国名を、()内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。</p> <p>○「2 日本国籍会社（100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。</p>
26 営業年数等	<p>○「④ 営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から審査基準日（競争参加資格申請の申請日の直前の営業年度の終了日）までの期間から、当該事業で中断した期間を排除した期間（1年未満の端数は、これを切り捨てる。）を右詰めで記載する。</p> <p>※組織変更、家業相続等が行われ、かつ現企業と前企業が同一性を保持していると認められる場合は、前企業の創業時をとることができる。その場合は、前企業の創業時を証明できる書類の写しを添付すること。</p> <p>※吸収合併の場合には、存続会社の営業年数とし、新設合併の場合は消滅会社の営業年数の算術平均により得た値によるものとします。</p>
27 常勤職員の数	<p>○「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄には申請しようとする日の直前の営業年度の終了日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を記載し、「③ その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載する。なお、法人における常勤役員、個人における事業主は、その勤務実態により①～③のいずれかの欄に含めて記載すること。</p> <p>○「④計」欄には、①～③の人数の合計を記載すること。（なお、法人における常勤役員の数、個人における事業主は当然に計に含まれる。）</p> <p>○「⑤ 役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載して下さい。</p> <p>※本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること、等）を有することをいうので注意すること。（休日その他勤務を要しない日を除き、毎日所定の時間中勤務して</p>

項目	記載要領
	<p>いることが必要であり、パートタイム労働者等は含まない。) <u>※あくまで自社の常勤職員数のみを記載し、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないこと。</u>(「19 有資格者数」欄も同様)。</p> <p><u>※申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、取り消されることがあるので、注意すること。</u></p>

(参考) 公益法人における自己資本額

公益法人の場合の自己資本額は、基本的に「貸借対照表」をみながら確認できるが、わからない場合は、「正味財産増減計算書」で確認すること。

○「貸借対照表」と「正味財産増減計算書」の比較

自己資本額	区分	直前決算時 (千円)
	(うち外国資本)	(1)
	①株主資本	
	②評価・換算差額等	(2)
	③新株予約権	(3)
④計	(4)	

	貸借対照表	正味財産増減計算書	財産目録	全部事項証明書
(1)	【基本金】又は【正味財産】		資本金	
(2)	(4)－(1)			
(3)	必ず「0」			
(4)	期末正味財産合計額	期末正味財産合計額		資産総額

※上記(1)において、社団法人で基本金の無い場合には【正味財産】となります。

(2) 技術者経歴書 [様式 2]

技術者の経歴等について、登録を希望する業種毎に、以下のとおり記載して下さい。
 なお、記載事項が一葉で終わらない場合は、同一の様式で延長して記入して下さい。

- ① 「氏名」の記載は、営業所又は支店等ごとにまとめて行い、その直上段に当該営業所又は支店等の名称を（ ）書きで記入して下さい。
- ② 「法令等による免許等」の欄は、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記入して下さい。
- ③ 「実務経歴」の欄は、測量等業務に従事した職種及び地位について最近のものから記入して下さい。

※様式 1 の 2 「19 有資格者数」に記載した資格を有する者は必ず記載して下さい。

様式 2

※受付番号		※業者コード		技 術 者 経 歴 書
(業種)	測量調査			
氏 名	法 令 に よ る 免 許 等		実 務 経 歴	実務経歴年月数
	名 称	取 得 年 月 日		
〇〇 〇〇	一級建築士	昭和〇〇年〇月〇日	構造設計、現場監督(所長)	25 年 3 月
△△ △△	一級建築士	昭和〇〇年〇月〇日	構造設計、現場監督(所長)	25 年 1 月
×× ××	二級建築士	平成〇〇年〇月〇日	建築積算	15 年 3 月
□□ □□	二級建築士	平成〇〇年〇月〇日	設計技師	10 年 3 月
◇◇ ◇◇	二級建築士	平成〇〇年〇月〇日	設計技師	16 年 3 月
●● ●●	二級建築士	平成〇〇年〇月〇日	設計技師	10 年 3 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月

記載要領

- 1 本表は、登録を希望する業種毎に作成すること。
 また、「氏名」の記載は、営業所(本店又は支店若しくは常時契約する事務所)ごとにまとめて行い、その直前に、()書きで当該営業所名を記載すること。
- 2 「法令による免許等」の欄には、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載すること。
 (例：〇〇建築士、〇〇土木施工管理技士)
- 3 「実務経歴」の欄には、最近のものから記載し、純粋に測量、建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載すること。

※斜文字は記入例

	○丁目、番地は「- (ハイフン)」により省略して記載する。
電話番号 F A X 番号	○上段に電話番号を記載する。 ○下段にF A X 番号を記載する。 ○左詰めで記載すること。 ○市外局番、市内局番及び番号は「- (ハイフン)」で区切る。
営業区域	その営業所が営業する区域について、下記より該当するコードを記載する。

コード	都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県
00	全国	08	茨城県	16	富山県	24	三重県	32	島根県	40	福岡県
01	北海道	09	栃木県	17	石川県	25	滋賀県	33	岡山県	41	佐賀県
02	青森県	10	群馬県	18	福井県	26	京都府	34	広島県	42	長崎県
03	岩手県	11	埼玉県	19	山梨県	27	大阪府	35	山口県	43	熊本県
04	宮城県	12	千葉県	20	長野県	28	兵庫県	36	徳島県	44	大分県
05	秋田県	13	東京都	21	岐阜県	29	奈良県	37	香川県	45	宮崎県
06	山形県	14	神奈川県	22	静岡県	30	和歌山県	38	愛媛県	46	鹿児島県
07	福島県	15	新潟県	23	愛知県	31	鳥取県	39	高知県	47	沖縄県

(4) 添付書類

以下の添付書類のうち証明書類等については、発行日から3ヶ月以内のものとし、また、複写機により複写したもので、内容が鮮明なものであれば、写しでも可とします。

① 「登録証明書等」

様式1の1「17 登録等を受けている事業」欄に記載した各登録等についての登録官署が発行する証明書となりますが、登録を希望しない業種に係るものについては提出をする必要はありません。

② 「登記事項証明書等」

法人の場合には、登記事項証明書又は履歴（現在）事項証明書（写しでの可）を提出して下さい。

（提出の省略）

※建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第7条、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第7条又は補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第7条の規定による現況報告書を国土交通大臣に提出し、確認印を受けた現況報告書の副本の写しを添付する場合であって、登録を希望する業種が添付された現況報告書副本の写しの範囲内であるときは、「登記事項証明書」を省略することができます。

③ 「財務諸表類」

申請日の直前における財務諸表を提出して下さい。

【法人の場合】

審査基準日の直前1年の各事業（営業）年度のもの。

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書及び注記表（消費税に係る処理方針が確認できるものを添付すること）

【個人の場合】

審査基準日の直前1年の各事業（営業）年度のもの。

- ・貸借対照表
- ・損益計算書

※資格審査受付期間中に審査基準日を含む1年の事業（営業）年度の財務諸表の調整が完了しない場合には、直前1年の事業（営業）年度の前年度の財務諸表によって下さい。

※建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第7条、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第7条又は補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第7条の規定による現況報告書を国土交通大臣に提出し、確認印を受けた現況報告書の副本の写しを添付する場合であって、登録を希望する業種が添付された現況報告書副本の写しの範囲内であるときは、「財務諸表」を省略するこ

とができます。

④「納税証明書その3等」

平成11年11月、国税庁より、消費税（地方消費税を含む。）の滞納を未然に防止するために、競争参加資格審査に際し、「消費税及び地方消費税」の納税証明書の提出を求める旨協力依頼があったことから、平成13・14年度を有効とする国土交通省地方整備局等の競争参加資格審査（建設工事、測量・調査及び建設コンサルタント等）から添付書類として「納税証明書」の提出を求めています。

※文書持参・文書郵送方式において「納税証明書」の写しが添付されていない場合には、資格審査申請書類を受理することはできません。

※国税庁から発行される電子納税証明書には対応していません。

① 納税証明書の様式

次の様式のうち、いずれか1枚（写し）を提出して下さい。

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2	「申告所得税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書	◎	
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3	「法人税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		◎
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3	法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額のないことの証明書。個人にあっては、申告所得税、消費税及び地方消費税について未納の税額のないことの証明書。	○	○

② 納税証明書の対象

個人の場合…申告所得税、消費税及び地方消費税

法人の場合…法人税、消費税及び地方消費税

【注意事項】

※できるかぎり「◎」の付いた証明書を提出して下さい。

※「○」の様式を使用する場合に、証明の対象となる税の種類が異なる（不足する）場合には、受け付けることができません。

③ 有効な納税証明書年月日

証明年月日が申請書提出時以前の3ヶ月以内のもの

④ 提出方法

申請書類に添付して提出して下さい。

(5) 委任状（正）

申請代理人により代理申請する場合のみ提出して下さい。

申請書への押印

行政書士等が申請代理人として代理申請する場合には、申請書への押印は、申請代理人欄に申請代理人の押印をすれば足りません。ただし、委任状の受任者欄に押印した印と同一のものを使用して下さい。

※代表者氏名欄への申請者の代表者印の押印は不要です。

委任状の提出

代理申請を行う場合には、申請者本人から申請代理人への委任状の提出が必要です。委任状は、必ず次の条件を満たしたものの正本を提出して下さい。

【委任状の条件】

- ①委任状の日付が申請日から3ヶ月以内のもの。
- ②委任の範囲が具体的に記載してあること。
※ただし、資格決定通知書の受領の権限を委任することはできません。
- ③受任者が行政書士の場合には、行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること。
- ④委任者・受任者の氏名、住所の記載があること

（委任状の例）

委 任 状	
受 任 者 住 所 登録番号 氏 名	印
私は上記の者を代理人と定め、国土交通省地方整備局等の一般競争(指名競争)参加資格審査の申請について次の権限を委任します。	
委任事項 1. 申請書類の作成 1. 申請代理 1. 記載事項の訂正	
平成 年 月 日	
	委 任 者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印

その他

- 資格の決定通知書は、申請者本人に郵送されます。（代理受領はできません。）
- 従来の申請の代行も可能です。この場合には、申請書の余白に行政書士名、連絡先を記入して下さい。（申請代理人欄への記名押印、委任状の提出はいずれも不要です。）

【参考】「申請の代行」と「申請の代理」

申請の代行

申請書の作成及び申請書の提出を本人に代わって行うことをいいます。

申請者はあくまで本人であり、申請書の記名・押印も申請者本人のものが必要となります。

従来から行われていました行政書士による申請の代行がこれにあたります。

申請の代理

申請者本人が代理人に申請手続きについての代理権を授与し、代理人が申請行為を行うことをいいます。

申請についての代理権が代理人に授与されているため、申請書の記名・押印は代理人のものとなります。

平成 13 年の行政書士法改正により行政書士による代理申請が法律上できるようになり、沖縄総合事務局の資格審査申請においても今回平成 17・18 年度競争参加資格申請から代理申請を行うことができるようになりました。

なお、行政書士法により、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成する業務を行うことができるのは行政書士に限られていますので、注意して下さい。

(6) 受付通知票

文書郵送方式により提出する場合には、1部提出して下さい。

※官製葉書又は50円切手を貼付した葉書を申請書類と併せて一部提出して下さい。

※また、葉書には送付先（住所、申請者（法人）名等）を表面に必ず記載して下さい。

(表)

郵便はがき	
50円切手	□ □ □ - □ □ □ □
○○市○○町 ○-○○-○	
(株) △△測量	御中

(裏)

空 欄

(7) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書受付票

「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書受付票」（下記参照）は、後述する文書持参方式の場合に作成するもので、次の手順で必要事項を記入のうえ提出して下さい。

（ア）「申請希望部局」欄は、申請希望部局の該当番号を「○」で囲んで下さい。

（イ）「申請業種別」欄は、希望した業務のコード（別表1の競争参加資格希望業種区分等一覧を参照）を記入して下さい。

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書受付票（測量・調査及び建設コンサルタント等）						
※ 受 付 番 号			商 号 又 は 名 称			
申請希望部局		申 請 業 種 別				※ 受 付 印
		測 量 ・ 調 査		建 設 コンサルタント等		
1	東北地方整備局					
2	関東地方整備局					
3	北陸地方整備局					
4	中部地方整備局					
5	近畿地方整備局					
6	中国地方整備局					
7	四国地方整備局					
8	九州地方整備局					

(8) 外国事業者が申請する場合の提出書類等

- ①申請書類中に外国語で記載された事項がある場合には、日本語の訳文を添付して下さい。
- ②申請書類中に記載する金額は、基準日における出納官吏事務規定（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により、邦貨に換算して得た額を用いてください。
- ③申請書（様式1の1）の「08 商号又は名称」欄については、株式会社等の法人の種類を表す漢字が商号にない場合には、略号の記入は不要です。

Ⅲ 申請書類の提出

1 提出先

平成 21・22 年度定期受付と同じく、平成 25・26 年度定期受付においても申請者の負担を軽減すべく、受付を申請者の本店所在地を管轄する各地方整備局で一元的に受け付けます（受付場所については 29～30 ページの【定期受付申請会場】を参照して下さい。）。

なお、地方整備局の「港湾空港関係」（旧運輸省所掌）と「港湾空港関係を除く」（旧建設省所掌）の相互受付については、定期受付の持参方式のみとなっております。定期受付の郵送方式や随時受付については、「港湾空港関係」は各地方整備局総務部経理調達課、「港湾空港関係を除く」は各地方整備局総務部契約課で別々に受け付けております（「港湾空港関係」の受付場所については、別表 3 を参照して下さい。）。

また、申請者において必ず申請書類のコピーを保管しておいて下さい。

2 定期審査における申請方法及び受付期間

(1) 文書郵送方式

- ・文書郵送方式の受付期間 … 平成 24 年 12 月 3 日(月)～平成 25 年 1 月 15 日(火)
(平成 25 年 1 月 15 日(火)の消印のあるものまでが有効)

提出書類は、「申請書及び添付書類」「受付通知票（ハガキ）」です。提出にあたっては、書留郵便により郵送して下さい。その際、封筒の表・左下には朱書で「資格審査申請書在中」と明記して下さい。なお、郵送先は別表 3 の各地方整備局総務部経理調達課です。

申請書類が郵送受付期間内に受付部局に到着（消印有効）し、かつ、申請書類の記載内容に不備や誤記等が無い場合には、受付部局より「受理通知」を発送します。これは、受付部局のみならず全登録希望部局の登録申請を受付たことを意味します。

申請書類が郵送受付期間内に受付部局に到着しなかった場合や、消印が郵送受付期間を超過した日付であった場合、また、申請書類の記載内容に不備や誤記等有る場合には、受付部局より「不受理通知」を発送しますので、その場合は受付部局に来庁していただくこととなります。なお、定期審査にあつては、平成 25 年 1 月 31 日（木）までに補正していただかないと定期審査での競争参加資格の決定はできなくなります。以上のことから、文書郵送方式に自信のない方は文書持参方式によられることをお勧めします。

郵送後 2 週間を経過しても「受理通知」もしくは「不受理通知」の連絡がない場合には、受付部局にお問い合わせ下さい。

(2) 文書持参方式

- ・文書持参方式の受付期間 … 平成 24 年 12 月 3 日(月)～平成 25 年 1 月 31 日(木)

※上記期間のうち、各地方整備局が定める期間
(29～30 ページの【定期受付申請会場】を参照)

【定期受付申請会場】

※定期受付では、「道路・河川・官庁営繕・公園関係」と「港湾空港関係」の相互受付（持参受付のみ）
を下記の場所で開催いたします。持参受付の方は、本店所在地により定められた提出場所で申請を行っ
て下さい。

尚、下記提出場所は、定期受付のみとなっております。随時受付は別表3をご覧ください。

本店所在地	提出時期	提出場所
北海道、青森県、岩手県、 宮城県、秋田県、山形県、 福島県	平成25年 1月21日(月)～平成25年 1月31日(木) 受付時間 午前の部 9時30分～11時30分 午後の部 13時00分～16時30分	東北地方整備局 定期受付会場 仙台市青葉区二日町 16-1二日町東急ビル4階 TEL 022-225-2171
東京都並びに茨城、栃木、群 馬、埼玉、千葉、神奈川及び 山梨の各県	平成25年 1月 4日(金)～平成25年 1月31日(木) 受付時間 午前の部 9時30分～11時30分 午後の部 13時00分～16時30分	関東地方整備局 さいたま新都心合同庁舎 2号館 17階 さいたま市中央区新都 心2-1 TEL 048-601-3151 及び 横浜第2合同庁舎 14階 142会議室 横浜市中区北仲通5-57 TEL 045-211-7413
新潟、富山、石川、長野（長 野、松本、上田、須坂、小 諸、中野、大町、飯山、塩 尻、佐久、千曲、東御及び 安曇野の各市並びに上高 井、上水内、北安曇、北佐 久、下高井、下水内、小県、 埴科、東筑摩及び南佐久の 各郡の町村に限る。）及び 福井（港湾空港関係に限 る。）の各県	平成25年 1月16日(水)～平成25年 1月31日(木) 受付時間 午前の部 9時30分～11時30分 午後の部 13時00分～16時30分	北陸地方整備局 新潟美咲合同庁舎 1号館4階 新潟市中央区美咲町 1-1-1 TEL 025-370-6647
岐阜、静岡、愛知、三重及び 長野（岡谷、飯田、諏訪、伊 那、駒ヶ根及び茅野の各市並 びに上伊那、木曾、下伊那及 び諏訪の各郡の町村に限 る。）の各県	平成25年1月21日(月)～平成25年1月31日(木) 受付時間 9時30分～16時00分	中部地方整備局 定期受付会場 愛知県 産業貿易館 西館8階 名古屋市中区三の丸 3-1-6 TEL 052-953-8138

<p>京都及び大阪の各府並びに福井（港湾空港関係を除く。）、滋賀、兵庫、奈良及び和歌山の各県</p>	<p>平成25年1月7日(月)～平成25年1月31日(木) 受付時間 9時30分～16時00分</p>	<p>近畿地方整備局 総務部契約課 大阪合同庁舎 1号館 第一別館 三階定期受付会場 大阪府中央区大手前 1-5-44 TEL06-6942-1141 及び 近畿地方整備局 総務部経理調達課 神戸地方合同庁舎 神戸府中央区海岸通29 TEL078-391-7576</p>
<p>鳥取、島根、岡山、広島及び山口（港湾空港関係については下関市を除く。）の各県</p>	<p>平成24年12月3日(月)～平成25年1月31日(木) 受付時間 午前の部 9時30分～11時30分 午後の部 13時00分～16時30分</p>	<p>中国地方整備局 広島合同庁舎 2号館 11階 総務部契約課 広島府中区上八丁堀 6-30 TEL 082-221-9231 及び 中国地方整備局 NTTビル 白島ビル13階 総務部経理調達課 広島府中区東白島町 14-15 TEL 082-511-3903</p>
<p>徳島県、香川県、愛媛県、高知県</p>	<p>平成24年12月3日(月)～平成25年1月31日(木) 受付時間 午前の部 9時30分～12時00分 午後の部 13時00分～16時00分</p>	<p>四国地方整備局 高松サポート合同庁舎 8階入札室 高松府サポート3-33 TEL 087-851-8061</p>
<p>九州各県、沖縄県及び山口県下関市(港湾空港関係に限る。)</p>	<p>平成24年12月17日(月)～平成25年1月31日(木) 受付時間 午前の部 9時30分～11時30分 午後の部 13時00分～16時30分 (※土日祝日及び年末年始(12/29から1/3)は除く)</p>	<p>九州地方整備局 定期受付会場 福岡府博多区博多駅東 2-10-7 福岡第二合同 庁舎 2階会議室 TEL 092-471-6331</p>

提出書類は、「申請書及び添付書類」「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書受付票」です。申請書類を受付る際に、記載内容や会社の業務内容について種々質問することがありますので、可能な限り質問に答えられる方が持参して下さい。

また、行政書士の方に申請を依頼される方にとっては、行政書士の方が当方の質問に答えられない場合が多く見受けられますので、行政書士の方に申請を依頼される場合におい

ても、申請内容等の質問に答えられるよう十二分に行政書士の方へ配慮されるようお願いいたします。

なお、書類の訂正をお願いする場合がありますので、印鑑をご用意下さい。

3 随 時 受 付

定期審査における申請書類の提出期間の終了後、随時、随時審査の申請書類の提出（郵送又は持参）を受付ますので、下記の受付部局等一覧を確認のうえ、本店所在地を所管する地方整備局（港湾空港関係）に提出して下さい。

別表 3

受 付 部 局 等 一 覧

受付部局等	郵便番号	住 所	TEL	管轄県
①東北地方整備局 総務部経理調達課	980-0013	宮城県仙台市青葉区花京院 1-1-20花京院スクエア	022-716-0013	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
②関東地方整備局 総務部経理調達課	231-8436	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57横浜第2合同庁舎	045-211-7413	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県
③北陸地方整備局 総務部経理調達課	950-8801	新潟県新潟市美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	025-370-6650	新潟県 富山県 石川県 福井県 長野県
④中部地方整備局 総務部経理調達課	455-8545	愛知県名古屋市港区築地町 2	052-651-6264	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
⑤近畿地方整備局 総務部経理調達課	650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通 29神戸地方合同庁舎	078-391-7576	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
⑥中国地方整備局 総務部経理調達課	730-0004	広島県広島市中区東白島町 14-15 NTTクレド白島ビル	082-511-3903	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県（下関市を除く）
⑦四国地方整備局 総務部経理調達課	760-0019	香川県高松市サンポート 3-33	087-811-8304	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
⑧九州地方整備局 総務部経理調達課	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-10-7	092-418-3345	山口県（下関市のみ） 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

◎ 申請に当たっての注意事項

①重複申請の無いよう、注意して下さい。

申請は、インターネット（定期受付時のみ）、郵送又は持参のいずれか1つの方法により行って下さい。

重複申請があった場合には、インターネット方式が全てにおいて優先されます。持参及び郵送の両方で申請したものは、当方で先に受け付けたものを優先します。

※当方で悪質な重複申請と判断した場合、資格決定を行わないこともあります。

②虚偽申請は資格取消の対象となります。

申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の決定が受けられず、また、決定後発覚した場合には、取り消されることがあります。

③一度申請した資格審査書類は、修正することはできません。

申請の際には、内容を十分に確認したうえで申請して下さい。

④申請を取り下げた場合、同一有効期間内の再度の申請はできません。

申請書類を一度提出した場合、資格認定を受ける以前であっても、当該申請を取り下げた場合については、同様に当該有効期間内での再度の申請をすることは認められませんので、ご注意下さい。

なお、この資格認定の取り下げについては、申請者の方の自由です（事後に不利益を生じるようなことは一切ありません。）。

IV 審査結果の通知

資格審査の結果は、希望したそれぞれの地方整備局長等から直接申請者へ「資格決定通知書」により通知されます。決定通知書には、登録業種区分及びその等級、有効期間などが記載されています。

V 変更等の届出

申請書類の提出後、次の場合に該当するときは、速やかに、本店所在地を所管する地方整備局（港湾空港関係）に「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（測量・調査、建設コンサルタント等）」により、変更等の届出をして下さい。

(1) 変更等の届出が必要な場合

該当事項
① 死亡したとき
② 法人が合併により消滅したとき
③ 法人が破産により解散したとき
④ 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき
⑤ 測量業等を廃業したとき
⑥ 予算決算及び会計令（昭和22年 勅令第165号）第70条に該当する者になったとき
⑦ 営業に関し法律上必要な資格等を有しない者になった時

有資格業者が下表に掲げる事項について変更があった場合については、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（測量・調査、建設コンサルタント等）」にそれぞれ必要な書類を添付し提出して下さい。

	変更事項	添付書類
法人	本店住所	登記事項証明書（履歴事項証明書）（写しでも可）
	商号又は名称	登記事項証明書（履歴事項証明書）（写しでも可）
	本店電話番号及びFAX番号	なし
	本店代表者の氏名及び役職	登記事項証明書（履歴事項証明書）（写しでも可）
	登録の状況	登録等の証明書（写しでも可）
	営業所の名称、郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号	【名称、住所を変更した場合】 営業所の名称、住所等を確認できるもの （登記事項証明書（履歴事項証明書）、登録等の変更届等）（写しでも可）
	営業所の新設	営業所の名称、住所等を確認できるもの （登記事項証明書（履歴事項証明書）、登録等の変更届）（写しでも可）
	営業所の閉鎖	なし
個人	住所	住民票の写し（写しでも可）
	氏名	戸籍謄本（又は抄本）（写しでも可）
	電話番号及びFAX番号	なし
	登録の状況	登録等の証明書（写しでも可）

※ 上記以外の事項については変更届を提出する必要はありません。

※ 市町村合併に伴う住所の変更届は不要です。

※ 添付書類のうち官公署が行った証明書類の写しについては、申請日から3ヶ月前までのものを有効とします。

(2) 変更届の様式

一般競争(指名競争)参加資格申請書変更届 (測量・調査 建設コンサルタント等)

平成 年 月 日 殿

登録部局名
登録業種名
資格認定通知書の平成 年 月 日
認定年月日・業者コード 第 号
住 所 〒
商号又は名称
代表者氏名 印

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1. 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

2. 変更事項にかかる添付書類名

記載要領

- 1 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること
- 2 契約中の案件がある場合には、上記2の欄に契約部局、契約番号、及び契約件名を添付書類と併せて記載してください。

※行政書士が本書類を作成した場合は、欄外の余白部分に記名押印等をして下さい。

※変更届はワープロソフトで作成して頂いても結構です。

※変更届の様式(別表を含む。)はホームページからダウンロードができます。

<http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

なお、複数の部局に登録している場合には、下記の「別表」を必ず提出して下さい。

別表

申請者名: _____

登録部局名	登録工事種別	認定年月日	業者コード																	

(3) 変更届の提出方法

当局に郵送又は持参にて提出して下さい。

※インターネットでの変更届の提出はできません。

※定期の申請をインターネットで行った場合でも、変更届は郵送又は持参で行って下さい。

VI 資格審査事務の流れ

